

令和8年度 山梨県職員（観光推進監） （一般任期付職員）選考採用試験案内

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	任 期
観光推進監	1名	令和9年4月1日から 令和12年3月31日まで（3年間）

2 職務内容（※職務内容については一部変更となる場合があります。）

- 増加している訪日外国人観光客の県内各地域への誘客および滞在期間の長期化に向けた取り組みを推進していくため、地域にある魅力的な観光資源を活かした新たな観光コンテンツを創出する観光人材の育成を図るとともに、新たに開発される観光コンテンツの収益化に向けた支援を行う。
- 旅行の計画から予約、現地での意思決定までを「AI旅行アシスタント」が担うようになる中で、AIに「選ばれる観光地づくり」を目指し、データマーケティングの仕組みづくりを推進するとともに、旅行者の視点やデータを踏まえた戦略的なプロモーションの展開を支援する。
- 国、JNTO、観光関連団体・事業者等とのコミュニケーションを緊密に行う中で、市場の動向、旅行者ニーズ・事業者ニーズ等を的確に捉え、施策推進への提案・助言などを行う。

3 求められる資質

- 国内外の観光市場の動向や旅行者ニーズなどに関する高い情報収集・分析力に基づき、本県の観光資源や特性を活用した観光施策の企画・立案ができる能力を有すること。
- 観光関連事業者との人脈や民間事業者とのネットワークを有するとともに、それらを生かして本県施策等の推進に必要な調整・交渉を行う高い能力を有すること。
- 行政に求められる公平性にも留意した適切なバランス感覚を有すること。

4 勤務場所

山梨県観光文化・スポーツ部（甲府市丸の内1-6-1）

5 受験資格

- 次のすべての要件を満たす者
 - 民間企業で、現在、国内外の各種旅行の企画立案・販売、観光事業のプロモーション等の業務を担っており、同分野において通算して10年以上（令和9年3月末現在）の実務経験を有すること。
 - 管理職又は役員としての経歴を有すること。
- ※「民間企業」は法人格を有する企業です。

※ 「実務経験」は、1年以上継続して就業した正規雇用期間が該当し、複数の場合は通算できるものとします。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとします。

- ・ 勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は、職務経験に通算することができます。
- ・ 休暇・休業・休職等のため1箇月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除きます。

※ 最終合格発表後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、職歴証明書は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、1箇月以上の休職等の有無と期間について、在職していた法人等から証明を受けるものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験日及び試験会場

区分	時期	内容
第1次選考 (書類選考)	令和8年9月上旬	提出された書類に基づき、資格要件、経歴、小論文の内容について審査します。
第2次選考 (人物考査)	令和8年10月上旬	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性について個別面接を行います。

※ 第2次選考は、書類選考の合格者が対象となります。第2次選考の日時及び場所は、別途通知します。

7 受験手続等

(1) 受験手続

受付期間	令和8年7月1日（水）から 令和8年8月27日（木）まで
申込書類	次の書類について申込先まで直接持参又は郵送してください。 ① 山梨県職員（観光推進監）（一般任期付職員）選考採用試験申込書（様式第1号） ② 履歴書（様式第2号） ※履歴書には、申込前6箇月以内に撮影した写真（タテ4cm×ヨコ3cm。上半身脱帽、正面向きのもの）を貼り付けてください。 ③ 小論文（様式第3号） ※（2）を参照してください。

申込書類		④ 職務経歴書（様式第4号） ⑤ 最終学校等の卒業証明書及び成績証明書 ⑥ 職務実績がわかる資料や業務内容に関する資格がある場合はその写し 様式第1号から様式第4号については、下記URLからダウンロードしてください。 https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/2026saiyo.html
申込方法	持参の場合	令和8年7月1日（水）から令和8年8月27日（木）まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土、日曜日及び祝日を除きます。
	郵送の場合	封筒の表に「選考試験」と朱書きし、必ず書留郵便としてください。 （書留で郵送しない場合の郵便事故等については責任を負いません。） 令和8年8月27日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込先、問合せ先		山梨県 観光文化・スポーツ部 観光政策グループ 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁別館2階） 電話055-223-3776（内線4101）

※ 提出書類については返却しませんので、ご了承ください。

(2) 小論文

- ① テーマ 「持続可能な観光地域づくりに向けた観光業以外の異業種との連携について、あなたが最も重要と考える異業種分野を一つ挙げ、その分野との関係構築を、行政の立場からどのように進めるべきか」について、2,000字以内で論述してください。
- ② ダウンロードした様式に記入し提出してください。記入は、横書きとし、パソコン等による入力、自筆いずれでも構いません。様式には小論文のテーマは書かず、1行目から記述してください。

8 合格者の発表

区分		内容
第1次選考 (書類選考)	令和8年9月中旬	選考結果を申込者全員に書面で郵送により通知します。
第2次選考 (人物考査)	令和8年11月上旬	選考結果を受験者全員に書面で郵送により通知します。

※第2次選考結果を通知した後、職務経歴期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。

なお、職歴証明書は、勤務期間及び実務経験期間の始期及び終期、1箇月以上の休職等の有無と期間について、在籍していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

9 選考結果の開示

選考結果は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続きによる保有個人情報の提供の申出をすることができます。電話、はがき等による申出では提供できません。

提供の申出をする場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、写真付きの証明書等）を持参の上、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提供場所へお越しください。

区 分	開示請求 できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次 選考	不合格者	総合ランク	各選考の結果の 通知日から1月 間	観光文化・スポーツ部 観光政策グループ (山梨県庁別館2階) 山梨県甲府市丸の内1 -6-1
第2次 選考	受験者	総合得点及び順位		

10 給 料

給料は、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。また、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給要件に応じ支給されます。また、県外から採用に伴い引っ越してくる場合は、空きがあれば県宿舍への入居が可能です。

11 服 務 等

勤務時間、休暇、服務、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

12 注 意 事 項

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- (2) この選考試験の実施に際して収集する個人情報、この選考試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- (3) 申込書類の記載内容に虚偽若しくは不正があることが明らかになった場合には、採用される資格を失います。
- (4) 地震、台風等の災害等により、やむを得ず選考試験の日程を変更するなど、選考試験に関して緊急のお知らせがある場合には、観光政策グループのホームページでお知らせします。

観光政策グループ <https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/index.html>